

日本の元気は地域から

地域振興券を交付



ひがしゆり

号外

お知らせ版 地域振興券特集



町民約一、三九〇人を対象に
二千七百八十万円の振興券

東由利町の「地域振興券」

使用期間は3月10日(水)から9月9日(木)までの半年間です。

三月十日、本町でも地域振興券が交付されました。

地域振興券は、若い親の層の子育てを支援し、また老齢福祉年金等の受給者や所得の低い高齢者層の経済的負担を軽減すること、個人消費と地域経済の活性化を図ることを目的に交付される一種の商品券です。

地域振興券は、十五歳以下の児童が属する世帯の世帯主や老齢福祉年金の受給者等を交付対象者としており、それぞれ二万円

の地域振興券が交付されました。

地域振興券は、額面千円券二十枚が一組として交付されており、物品等の購入等の支払いとして使用できます。なお、釣り銭は支払われません。地域振興券を交換、譲渡及び売買することはできません。

地域振興券の使用できる期間は、地域振興券の交付を開始した日から六ヶ月間(三月十日から九月九日まで)に限られます。

地域振興券の使用できる店舗は、町内の特定事業者です。店舗にはポスターが掲示されています。(事業者一覧表は四面に掲載)今回、号外ひがしゆりで、なかなか分かってにくいこの地域振興券について、Q & A形式で解説しました。二、三面で紹介しています。

経済対策の一環として実施することとされたこの事業に、みなさんのご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

二面、三面では、地域振興券について、Q & A形式で解説してみました。何かとわかりにくいこの地域振興券、よく理解し、地域経済対策の一環として有効に利用したいものです。



▲3月10日地域振興券が阿部町長より手渡された

地域振興券について詳しく知りたい

問 なぜ地域振興券が交付されるのですか？

答 ご承知のとおり、現在の深刻な不況を乗り越えるには、国内総生産の六〇%を占める個人消費をうながすことが不可欠といわれています。

残念ですが、これまで行われてきた特別減税では、思うような景気回復効果があがりませんでした。

その点で、地域振興券は物やサービスを購入する以外に使い道がなく、しかも今回のように有効期限が決まっていれば、短期間で消費拡大効果が期待できるのです。

問 本当に経済効果はあるの？

答 なんとといっても、地域振興券の交付を通じ個人消費をうながすことになるので、地元商店など地域の経済活性化が期待されます。

またこの事業では、若い親の層や、所得の低い高齢者層など、比較的所得の少ない方々の購買力が増加します。しかもその有効期限を六ヶ月とすることで、限定され

た期間に使いきる仕組みになっていますから、短期間に消費を拡大し、景気回復に役立つと期待されているのです。

問 支給の総額は？ その費用はどこが負担するの？

答 え 国の支給総額は約七千億円といわれています。ほかに印刷代などの事務費を含めた事業の予算総額はおよそ七千六百九十八億円です。これらの費用は事務費を含めて、すべて国の負担です。

問 交付対象者の決定基準日を平成十一年一月一日とする理由は何ですか？

答 地域振興券そのものを交付できる日にできるだけ近い日で、しかも作業に要する日数を考慮した結果の基準日です。

また、一月一日は一般的に人口移動が少ないとされており、個人住民税の賦課期日など権利を確定するのに用いられていることもあり、基準日を全国統一しているのです。

問 なぜ十五歳以下と六十五歳以上の限られた人だけなの？

答 十五歳以下の小中学生は義務教育であり、学費などの面で何ら

かのバックアップをすること、また、未就学児には子育て支援が必要で、さらに六十五歳以上の高齢者についても、町民税が非課税の低所得層の人などへの経済的支援は不可欠です。

問 でも、もらえない人がいるのは不公平では？

答 現在、十六歳から二十三歳までの高校生、大学生などの子どもは、特定扶養親族控除の対象となっており、税制上の恩恵を受けています。さらに来年度からは所得税、住民税の減税も予定されており、多くの層の人が対象になります。

そうした中で、まず、社会的に弱い立場の人、国による経済的支援を最も必要とする層への支給を優先したのです。

問 不正な使用や換金のおそれはないですか？

答 地域振興券の取扱い店舗を登録制度にしており、登録証明書がないと換金できないこと、使用者は本人あるいはその代理人、使用者に限定するとともに、交換、譲渡及び売買を禁止していることから、大量に店舗に持ち込むことができないこと等により、不正な使

支給対象者と特定事業者

●支給対象者

(平成十一年一月一日現在) ●

①十五歳以下の子どもを持つ世帯主

②(ア) 老齢福祉年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当などの受給者

(イ) 生活保護の被保護者、社会福祉施設への措置入所者等

(ウ) 六十五歳以上で、一九九八年度の町民税(所得割)非課税(課税されない)の寝たきりの方(ただし、本人が扶養されている場合は、扶養者が町民税非課税の場合に限られます)

(エ) 六十五歳以上で町民税非課税の方(ただし、本人が扶養されている場合は、扶養者が町民税非課税の場合に限られます)

以上の要件に該当する町民の方に、三月十日振興券を配布しました。

●特定事業者

業種の範囲を各市町村が決定し、事業者を募集して登録を行いました。特定事業者に登録された店にはポスターを掲示しました。日常的な小売り、飲食業のほか、洗濯、理容、美容、宿泊、医療などのサービス業など、幅広く商品券の利用対象としています。(登録業者等は四面参照)

地域振興券 Q&A



▲3月3日に有鄰館で行った特定事業者説明会

用・換金はできません。

問 なぜつり銭が出ないの？

答 つり銭を出すことにより換金と同様の効果を防ぐこと、また振興券を使用することで、直接的な消費の拡大を期待するためにつり銭が出ないのです。

問 千円券一種とする理由は何ですか？

答 額面が大きくなると偽造の可能性が高くなります。また逆に額面が小さくなると取扱いが煩雑になるため、千円券一種になったものです。

問 有効期間を六ヶ月とする理由は何ですか？

答 今回の事業の目的が、個人消費をうながすことにあり、交付した地域振興券はできるだけ早期に使用されることが望ましいこと、

また、短期の有効期間とすることにより偽造防止の効果があらわれるからです。

問 第三者との間で交換、譲渡、売買をしてはいけ

ないのはなぜ

ですか？

答 地域振興券の交換、譲渡、売買は、すぐに消費に結びつかず、個人消費をうながすこの事業の趣旨を達成することができなくなるおそれがあります。また、地域振興券を不当に入手し、換金することを防ぐためです。

問 地域振興券は課税されるのですか？

答 地域振興券の所得税、個人住民税上の取扱いは、一時所得とされ、これには五十万円の特別控除額があります。

今回の事業は、所得の比較的低い層を対象としており、これにより、課税されることはほとんどないと考えられます。

問 破損した地域振興券は使用できるのですか？

答 基本的には日銀紙幣と同様に取り扱うこととしています。具体的には破損の程度にもよりますが、セロハンテープ等により補修したものについては、原則として使用できるものとします。

問 紛失した場合または盗難にあった場合、再発行してもらえないのですか？

答 地域振興券の紛失・盗難については、原則として本人の責任であり、再発行は行いません。

ただし、天災、大規模な事故など、本人の責任ではないことが明らかで、使用・換金されていない事実が確認できれば再発行する場合も考えられます。

問 偽造防止策は心配ないので

しょうか？
答 券面そのものに①デザインや紙質、印刷の工夫②町名の印刷③通し番号を付ける等の偽造防止を行っています。

なお、地域振興券は、①流通範囲が町の区域内であること②額面は高額のものを避け、千円としていること③使用期間を六ヶ月に限定していること等から偽造抑止の効果があらわれると考えています。

問 地域振興券って国の借金を増やすだけではないの？

答 たしかに、地域振興券の財源は赤字国債であり、一時的に国の借金を増やすこととなりますが、景気が回復すれば税収が増加し、それで借金は解消できます。

(地域振興券の問い合わせは役場企画課まで ☎六九二二二二三)

振興券を使用できないもの

以下のものについては、地域振興券を使用できませんのでご注意ください。

- 一 国や県、町に納入されるもの
- (1) 税金の支払い
- (2) 公共施設の使用料の支払い
(健康増進センター、げんき館、地区集会施設等)
- (3) 水道料の支払い
- (4) 大平スキー場のリフト券等の購入
- (5) 切手・官製はがき、県証紙の購入

- 二 その他使用できないもの
- (1) 出資の支払い
- (2) 交付日(三月十日)以前の債務の支払い
- (3) 商品券・プリペイドカードの購入
- (4) 公共料金に準ずるもの(電気料、電話料、放送受信料)
- (5) 宝くじ、馬券の購入
- (6) テレホンカード
- (7) 保険料
- (8) 宅急便の代金
- (9) 保育園の保育料
- (10) 小中学校の学級費、給食費、クラブ費など

※ほかにも使用できないものがありますので、地域振興券を使用の際には商店等に確認してください。



明るく元気の出る町・ひがしゆり
地域振興券が使用できます

(期間/平成11年3月10日～9月9日)

東由利町 地域振興券 取扱特定事業者

地域振興券ご使用の注意

1. 交付された本人及びその代理人・使用者に限り使用することができます。
2. 交換、譲渡及び売買はできません。
3. 使用期限は、平成11年9月9日までです。
4. 使用した際は、釣銭は支払われません。
5. 汚損したり、折り曲げたりしないでください。使用できなくなる場合があります。
6. 盗難、損失又は毀損に対し、東由利町はその責を負いません。



登録第 号

モウ太くん

地域振興券に関するお問い合わせは、東由利町企画課まで(☎69-2113)

▲このポスターが掲示のお店で使用できます。

地域振興券を使えるお店

登録特定事業者一覧(地区別)

■黒淵・田代地区■

小松商店【高戸屋】▼佐藤工務店【葎沢】▼佐藤理容【黒淵】▼長谷山商店【地下ノ沢】▼フランス鴨生産組合【地下ノ沢】▼丸豊商店【田代】▼横山商店【黒淵】

■館合地区■

⑤遠藤商店【家ノ下】▼菊地理容所【館西】▼小松キン商店【宇戸坂】▼小松歯科医院【宇戸坂】▼小松商店【下小路】▼コマツ薬店【下小路】▼(株)佐藤組【八日町】▼佐藤源之助商店【下小路】▼「三」佐藤商店

■老方地区■

赤坂【上通】▼東タクシー【上通】▼おしやれさろんカンナ美容室【新町】▼小野タバコ店【横小路】▼叶建築設計事務所【下通】▼元祖鳥一番チェーン東由利店【上通】▼黄桜温泉 湯

■蔵・法内地区■

楽里【道の駅】▼さとう理容店【中通】▼佐藤たみ店【中通】▼佐藤電気工事【湯出野】▼志村理容所【新町】▼シヨップ東幸【新町】▼大衆割烹 鮎処とと【新町】▼中央食堂【中通】▼(有)東幸自動車【新町】▼はせとら【下通】▼島山衣料店【下通】▼島山クリーニング店【中通】▼島山モーターズ【上通】▼パブルストラン ブツ【上通】▼(有)バンバン東由利店【両前寺】▼東由利砕石(株)【茂沢】▼ひてりや【中通】▼フレッシュマートながめ【新町】▼村上建設【新町】▼森永牛乳東由利販売所【新町】▼やましち商店【上通】▼より道【上通】

■宿地区■

阿部弥蔵商店【大琴】▼矢石綿商店【大琴】▼大日向デンキ【大琴】▼小野食品【宿】▼畑愛商店【大琴】▼畑作商店【大琴】▼パール美容室【大琴】▼丸石商店【大琴】▼若林の湯【大台】

■ぷれっそ内■

▼Aコープひがしゆり▼タカケンストア▼いりと▼ジムワン▼サラダ館▼レガロ▼おやつの駅▼ロクジョウ

■JA秋田しんせい

東由利町支所関係

大琴給油センター【大琴】▼両前寺給油センター【上通】▼農機具センター【下小路】▼生産資材供給センター【下小路】▼東由利町支所【新町】▼JAフレッシュ野菜直売所【道の駅】

秋田県議会議員
一般選挙は
4月11日(日)
投票日です

～願い込め
託す一票
明日の郷土～

本荘由利広域 市町村圏組合職員募集

広域圏組合では、平成十一年八月に採用する職員を次のように募集します。

一 採用予定人員及び職種内容
一般行政職 上級・中級・初級合わせて若干名

二 試験の方法

第一次試験(一般教養試験) 第二次試験(作文及び個別面接による口述試験)

三 試験日及び場所
第一次試験 平成十一年四月十一日

(日) 広域行政センター
四 受験資格

■一般行政上級(昭和四十四年四月二日から昭和五十二年四月一日までに生まれた者)

■一般行政中級(昭和四十六年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者で、大学を卒業または卒業見込の者を除く)

■一般行政初級(昭和四十八年四月二日から昭和五十六年四月一日までに生まれた者で、大学、短大、高専を卒業または卒業見込の者を除く)

五 受験申込書の請求・受付
平成十一年三月十一日から三月二十五日まで本荘由利広域市町村圏組合事務局総務課より直接受領し、提出して下さい。

六 受付と問合せ先 ☎〇一五〇〇〇
〇一 本荘由利広域市町村圏組合事務局総務課(☎二三二〇一九)

10,000㎡以上の土地取引には、国土利用計画法に基づく届け出が必要です。